

昭和二十四年法律第九百九十五号

土地改良法

目次

第一章 総則	(第一條—第四条)
第二章 土地改良事業	
第一节 土地改良区の行う土地改良事業	
第一款 土地改良区の設立	(第五条—第十一条)
五条の五)	
第二款 土地改良区の管理	(第十六条—第四十六条)
四十六条)	
第三款 土地改良区の事業	
十七条の九)	
第一目 権利関係の調整	(第五十八条—第六十五条)
第六十五条)	
第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併	(第六十六条—第七十五条)
七十六条—第七十六条)	
第五款 土地改良区の組織変更	
第一目 一般社団法人への組織変更 (第	
七十六条—第七十六条)	
第二目 認可地縁団体への組織変更 (第	
七十六条の十一—第七十六条)	
第六款 土地改良区連合	(第七十七条—第八十四条)
国又は都道府県の行う土地改良事業 (第八十五条—第九十四条)	
第二節 国又は都道府県の行う土地改良事業	
八十四条)	
第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業 (第九十五条—第九十六条)	
第四節 市町村の行う土地改良事業	(第九十一条)
六条の二—第九十六条)	
第三章 交換分合	(第九十七条—第一百十一条)
土地改良事業団体連合会 (第一百十一条の二—第一百十一条)	
第五章 補則	(第一百十二条—第一百三十二条)
第六章 監督 (第一百三十二条—第一百三十六条の五)	
第七章 罰則	(第一百三十七条—第一百四十六条)
附則 第一章 総則	(目的及び原則)

第一条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的目的とする。

土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(定義)

この法律において「農用地」とは、耕作の法律により行う次に掲げる事業をいう。

(農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号))

第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。

の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設 (以下「土地改良施設」という) の新設、管理、廃止又は変更 (あわせて「の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。) とこれにあわせて「の土地改良事業として政令で定める要件に適合する次号の区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。)

二 区画整理 (土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)

三 農用地の造成 (農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業 (埋立て及び干拓を除く。) 及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他の農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについて、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令で定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合は、その所有者

前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者についても、その所有者

が交換すべき旨を申し出たときは、その資格が交換するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対し当該土地に貸し付け、その耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務を営むことができる場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その貸貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その貸貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

五 第一項又は第二項の規定の適用については、農地中間管理機構 (農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第一百一号)) 第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。) がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業 (同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。) の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換 (復旧)

七 その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業 (土地改良事業に参加する資格)

八 土地改良事業に参加する者 (土地改良事業に参加する者とす)

九 土地改良事業に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とす

一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会 (農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)) 第三条第一項ただし書き又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。) に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについて、その所有者は、その所有者

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについて、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令で定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合は、その所有者

五 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項 (第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。) の規定により土地を使用する者は、その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につき所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者となし、その土地が農用地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

六 第五十一条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての国若しくは地方公共団体又は前項に規定する土地の所有者としての国に

七 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画において第七条第四項の非農

用地区域内に換地を定めた從前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二の三第一項（これららの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定された土地（第五十三条の二の三第一項の規定により指定された土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限る。）の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項（第八十九条の二第十項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者（第五十三条の三の二第一項第一号（第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得し得た者を除く。）には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

(作) 埋な

第一章の二 土地改良長期計画

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省会で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国士資源の総合的な開発及び保全に資するよう規定するものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見を聞きなければならない。

5 一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

(改定)

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(実施)

第四条の四 国は、土地改良長期計画の達成を図るために、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第二章 土地改良事業

第一節 土地改良区の行う土地改良事業

第一款 土地改良区の設立

第五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業（第一項第二項第六号に掲げるものを除く。以下第十一

五条の規定を除き、この章において同じ。)の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。この場合において、二以上の土地改良事業の施行を目的として「の土地改良区を設立する」とは、その地域に於ける当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを含わせた地域とする。

2 前項の者は、同項の認可の申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(二以上)の土地改良良事業の施行を目的とする場合には、その各地域改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおいては全体構成。次項において同じ。)、定款作成の基本となるべき事項、同項の一一定的地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきの選任方法その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二)以上の同意を得なければならない。

3 第一項の者は、同項の認可の申請をするには、前項の規定による公告をする前に、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。

4 第二条第二項第二号に掲げる事業又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号に掲げる事業(以下「農用地造成事業等」と総称する。)の施行を目的とし、又は目的の一部に含む土地改良区を設立する場合において、第一項の認可を申請するには、同項の者は、第二項の三分の二以上の同意のほか、その同条第二項第三号又は第四号に該当するもの(以下「農用地外資格者」という。)についてその全員の同意を得なければならぬ。

5 前項に規定する土地改良区を設立する場合に、当該農用地造成事業等については、農用地

外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、第二項及び前項の同意について同意又は不同意を第一項の者に表示する前において、農林水産省令の定めるところにより、その農用地造成事業等の施行につき、その使用及び収益をする者の意見を聽かなければならない。

7 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならぬ。

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならぬ。

（農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意）

第六条 前条第四項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業等については、これにつき同条第二項の三分の二以上の同意があつたときにおいても、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者のうちになお同意をしない者があるときは、同条第一項の者は農林水産省令の定めることにより、その同意をしない者に対し必要な資料、情報等の提供及び勧奨をするほか、その同意をしない者のその農用地造成事業等に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その者及びその交換をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者と協議し、その他当該農用地外資格者の全員の同意を得るために必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとった場合においても、なお当該農用地外資格者の全員の同意を得るに至らないときは、前条第一項の者とは、その全員の同意を得たため、その農用地外資格者のうちなお同意をしない者の当該農用地

造成事業等に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その交替をしてようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者の委託を受けて、都道府県知事に対し、必要なあつせん又は調停をなすべき旨の申請をすることができる。

都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他林水産省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者にしてその受諾を勧告するものとする。

第七条 第五条第二項の三分の二以上の同意（同条第四項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたときは、同条第一項の者は、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。

前項の土地改良事業計画及び定款は、第五条第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同項の規定により同意を得た土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項に基いて作成されたものでなければならない。

土地改良事業計画においては、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又是管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業での施行に係る地域のうちに

農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適当とする旨の決定をしてはならない。

第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府県に農用地の改良、開発、保全又は集團化に関し専門的知識を有する職員の援助を求めることができることとする。

都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他林水産省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者にしてその受諾を勧告するものとする。

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

第九条 都道府県知事は、前項の審査に当つては、農林水産省令の定めるところにより、農用地の改良、開発、保全又は集團化に関し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基かなければならぬ。

前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

都道府県知事は、前条第一項の規定による申請について、次の各号の一に該当する場合及び次項の規定に該当する場合を除き、第一項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に關する基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手続又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手續若しくは内容が法令又は法令に基づいてする行政手続の处分に違反しているとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理的基本要素を欠くと認められるとき。

第十条 都道府県知事は、前条第一項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項の規定による決定があつたときは、同条第四項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

第一項の規定による申請を却下しなければならない。

第二項の規定による決定及び前項の規定による却下又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。

（土地改良区の成立）

第三項の規定による決定を却下しなければならない。

都道府県知事は、前条第一項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項の規定による決定があつたときは、同条第四項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

第一項の規定による認可及びその認可に係る定款の写を総覽に供しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を総覽に供しなければならない。

第十九条 当該土地改良事業に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改

良事業に關係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他の土地、物件又は権利に關し権利を有する者（以下「利害關係人」という。）は、前条第六項の規定による公告に係る決定に対する異議があるときは、同項に規定する総覽期間満了日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれるもののが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集團化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれららの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は國若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置するための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

三 第一項の異議の申出には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条を除く。）を準用する。

四 都道府県知事は、第二項の規定による決定が第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款に矛盾するものであるときは、同項の規定による申請を却下しなければならない。

五 第二項の規定による決定及び前項の規定による却下又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。

（土地改良区の成立）

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的經濟的社會的諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見通される場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を総覽に供しなければならない。

第一項の規定による認可及びその認可に係る定款の写を総覽に供しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を総覽に供しなければならない。

第一項の規定による認可及びその認可に係る定款の写を総覽に供しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を総覽に供しなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第十九条の三 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されないとき限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の職務)

第十九条の四 監事の職務は、次のとおりとする。

一 土地改良区の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の義務及び損害賠償責任)

第十九条の五 役員は、法令、法令に基づいてる行政の処分、定款、規約(第五十七条の二第一項の管理規程、第五十七条の三の二第一項の利水調整規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、土地改良区に対し連帶して損害賠償の責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責任を負う。

(兼職禁止)

第二十条 理事、監事及び職員は、相兼ねてはならない。

(監事の組合代表権)

第二十一条 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

第二十二条 土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

第二十三条 組合員の数が百人を超える土地改良区は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代の定数は、三十人以上とし、定款で定める。

3 総代は、組合員でなければならない。

4 総代には、第十八条第三項、第七項から第十一项まで、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項の理由を記載した書面を土地改良区に提出し

の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

5 総代会には、総会に関する規定(次条第二項、第四項及び第五項の規定を除く。)(これに係る罰則を含む。)を準用する。この場合において、第三十条第五項中「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員」とあらわれるのは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び改選をすることができない。

(総代会における解散又は合併の決議)

第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。

2 前項の総代会の決議に關し、組合員が、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。この場合において、当該書面の提出は、当該総代会の決議の日から一月以内にしなければならない。

3 第二項の規定による書面の提出について準用する。

4 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

5 第二項又は前項の総会において第一項の規定による通知に係る事項を承認しなかつた場合に効力を失う。

(総会の招集)

第二十五条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

(総会の招集)

第二十六条 組合員が、総組合員の五分の一以上

の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出し

て、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の場合において、電磁的方法(電子情報通信の技術を利用して農林水産省令で定めたものをいう。以下同じ。)により議決権を行使することができる。この場合において、電磁的方法により由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 組合員等その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に規定する書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

4 組合員等その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に規定する書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

5 第一項の組合員名簿及び土地原簿には、農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

6 第二十九条の二 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書類)という。)を総会に提出しようとするときは、その会日から二週間前までに、当該決算すべき事項及び理由の提供は、土地改良区の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該土地改良区に到達したものとみなす。

7 第二十九条の二 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書類)という。)を総会に提出しようとするときは、監事の意見書を添付しなければならない。

8 第二十九条の二 理事は、監事の意見書について、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書類を監事に提出しなければならない。

9 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

10 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

11 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

12 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

13 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

14 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

15 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

16 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

17 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

18 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

19 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

20 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

21 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

22 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

23 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

24 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

25 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

26 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

27 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

28 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

29 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

30 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

31 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

32 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

33 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

34 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

35 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

36 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

37 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

こととしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の組合員名簿及び土地原簿には、農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

4 組合員等その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に規定する書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

5 第二十九条の二 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書類)とい

う。この場合において、電磁的方法(電子情報通信の技術を利用して農林水産省令で定めたものをいう。以下同じ。)により議決権を行使することができる。この場合において、電磁的方法により由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

6 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付しなければならない。

7 第二十九条の二 理事は、監事の意見書について、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書類を監事に提出しなければならない。

8 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

9 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

10 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

11 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

12 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

13 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

14 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

15 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

16 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

17 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

18 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

19 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

20 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

21 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

22 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

23 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

24 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

25 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

26 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

27 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

28 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

29 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

30 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

31 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

32 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

33 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

34 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

35 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

36 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

37 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

38 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

39 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

40 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

41 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

42 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

43 第二十九条の二 理事は、監事の意見書を添付したものが正當な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

- 第一項の請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出してしなければならない。
前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、総会の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写しを送付し、かつ、総会において、弁明する機会を与えることとする。

(仮理事の選任等)

第二十九条の四 役員の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他利害関係を有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選舉するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 前項の総会の招集については、第二十八条及び第四十五条の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第三十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

 - 一 定款の変更
 - 二 規約、第五十七条の二第一項の管理規程又は第五十七条の三の二第一項の利水調整規程の設定、変更又は廃止
 - 三 起債又は借入金の借入れ並びにそれの方法、利率及び償還の方法
 - 四 経費の收支予算
 - 五 予算をもつて定めたものを除くほか、土地改良区の負担となるべき契約
 - 六 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
 - 七 決算関係書類の承認
 - 八 第七十七条第二項又は第八十一条の規定により協議して定める事項
 - 九 第九十三条(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による申出定款の変更是、都道府県知事の認可を受けなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
 - 4 定款の変更是、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗することができない。
 - 5 第二項の認可には、第八条第四項の規定を準用する。

(議決権及び選挙権)

第三十一条 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2 組合員は、第二十八条第一項(第二十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規

定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

代理人は、その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員でなければならない。
代理人は、四人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(議決権のない場合)

第三十一条の二 土地改良区と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(総会の議決方法等)

第三十二条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会で選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。(重要事項の議決方法)

第三十三条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、第八十七条の二第四項の規定による同意又は土地改良事業の廃止
三 解散又は合併

(決議事項の制限)

- （一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）

第三十五条 土地改良区には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

（経費の賦課）

第三十六条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭夫役又は現品を賦課徴収することができる。

前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

第一項の規定による賦課に当たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項及び第二項に規定するもののほか、定款で定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。

組合員又は准組合員は、第一項若しくは第二項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。

夫役又は現品は、金銭で算出して賦課しなければならない。

夫役又は現品は、金銭で代えることができない。

9 土地改良区は、第一項、第二項又は第四項の規定による場合のほか、定款で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定受益者」という。）から、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

10 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聽かなければならぬ。

11 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第九項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

（土地改良施設の管理への協力）

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるとときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。
（特別徴収金）

第三十六条の三 土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るもの当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第三十六条第一項又は第二項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することがができる。

² 土地改良区は、定款で定めるところにより、第九十条の二第二項、第五項若しくは第七項又は第九十一条の二第二項若しくは第五項において準用する第九十条第四項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつた行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。

第三十七条 土地改良区は、定款で定めるところにより、組合員又は准組合員に対しても過怠金を

(賦課金等の徴収の委任)
第三十八条 土地改良区は、政令で定めるところ

二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の規定により徴収すべき金錢、第四十二条第

第五十三条の八第二項の規定により徴収すべき
金銭、同条第三項の規定により徴収すべき仮清
算金又は支拂金等に付するべき金額を合併して三

める清算金（第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下この条及び次条第一項において「清算金等」と総称す

る。並びに賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金の徴収を委任することができる。

(賦課金等の徴収)
第三十九条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延帶金又はその延帶金以外の第三十七

条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

土地改良区は夫役現品の賄課を受けて定期的にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金錢を納付しない者がある場合又は夫役現品

付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。こ

になくなつてゐるときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金錢につ

3 ならない。
土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限ま

でにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求する

ついてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得

第三款 土地改良区の事業 第一目 事業の施行

第四十一条 二項改正法に依る事務の二項改正法に依る事務につき第七条第五項に掲げる職員の必要な援助を求めることができる。

（土地改良事業計画の変更等）する。

変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産

必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

地改良事業の施行は、その変更後又はその新たな土地改良事業の採択後において当該土地改良工事の施行に付随して

3
場合には、これらの事業相互間に相当の関連性があるときに限り、することがでできる。
土地改良区は、土地改良事業十画につき土地

改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分の変更（第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。）を

し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業（当該土地改良区が管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更

を内容とする第一項第一号の事業であつて、当該土地改良区が現に当該土地改良施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域

としている。図域（以下「現行管理図域」といいう。）内において施行するもののうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図

地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定め

る場合において、第一項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところ

地改良事業の施行の場合にあつては、その変更後のはその新たな採択に係る土地改良事業の

計画の概要（その変更後又はその新たな採択後において当該土地改良区が二以上の土地改良事

業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときには、変更後の全体構成又はその全ての土地改良事業に係る全体構成 及び定款を変更する必要があるときは変更後の定款その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各土地改良事業のうち廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに定款を変更する必要があるときは変更後の定款を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合であつて、当該土地改良区域が現にその地区としている地域（以下「現行地区」という）。以外の地域が、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部となるとき。

その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後又はその新た採択において当該土地改良区が二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうち、土地改良事業計画の変更に係るものについて、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内の土地（以下この条において「改定地域内の土地」という。）のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及び改定地域内の土地のうちその他の土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合であつて、前号に掲げるとき以外のとき。

三 土地改良事業の廃止の場合 その廃止に係る土地改良事業の改

(現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域) 内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地区域内に於ける農林水産省令で定める軽微なものとしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる。

5 土地改良区は、その管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であつて、現行管理区域以外の地域をその施行に係る地域の一部とするもののうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものを行おうとする場合においては、その施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて第三項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

6 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で第四項に規定するもの（その変更により新たにその土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域に係るものに限る）のうち、農林水産省令で定める特に軽微なものをしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の全員からその土地改良事業に参加する旨の申出があり、かつ、当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められる認めるとときは、当該変更に係る第三項及び第四項に規定する手続を省略することができる。

7 土地改良区は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地

域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地全域の全部又は一部となるものに限る。)をし、農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、又は新たに農用地造成事業等を行おうとする場

合において、第一項の認可の申請をするにあつては、第三項又は第四項の三分の一以上の同意のほか、その計画の変更により新たに、又はその新たに採択により、農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。

8 第一項の場合において、土地改良事業計画の変更又は新たな採択に係る農用地造成事業等については、その計画の変更により新たに、又はその新たに採択により、農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

9 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条並びに第十条第一項及び第五項の規定（土地改良事業計画の変更（第三項に規定するものに限る。）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項の規定）を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるのは」とあるのは、「含んだ土地を、新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域又は新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と読み替えるものとする。

10 第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、都道府県知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八条第六項及び第九条に規定する手続（第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

11 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

12 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たに採択する土地改良事業の計画の決定における

定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗

することができない。

(急施の場合)

第四十九条 災害又は突發事故被害のため急速に規定にかかるわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行なうことができる。

2 前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

(国有地の譲与又は国有地への編入)

第五十条 土地改良事業（農林水産省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の施行により道路、用排水路、ため池、堤その他の公共の公用に供する施設（以下「道路等」という。）の全部又は一部につきその用途を廃止した結果不適用となつた国有地がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲与する。

2 土地改良事業の施行により生じた道路等で前項の用途廃止のあつたものに代るべきものは、無償で国有地に編入する。

第五十一条 削除

(換地計画の決定及び認可)

第五十二条 土地改良区は、その行う土地改良事業（第四十九条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う第二条第二項第五号の事業を除く。）につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けてそれぞれ前項の換地計画を定める場合において、必要があるときは、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を從前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、その從前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、從前の土地とすることができない。

3 第一項の換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない。

- 4 第一項の換地計画を定めるには、農林水産省令で定めるところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見を聽かなければならない。第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければならない。この場合には、前項の規定により聴いた意見の内容を示さなければならない。
- 5 前項の会議は、当該土地改良区の理事が招集するものとし、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 6 第五項の会議には、第二十七条、第二十八条第一項、第三十一条、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十四条本文の規定を準用する。
- 7 第一項の認可を申請するには、その申請書に記載した書面を添付すれば足りる。
- 8 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項の規定を準用する。
- (審査及び公告等)
- 第五十二条の二** 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。
- 10 申請の手続又は換地計画の決定手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政手続に違反しているとき。
- 11 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。
- 12 前条第八項ただし書の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該関係農業委員会の意見をきかなければならぬ。
- 13 第一項の規定による適否の決定については、第八条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良事業計画書及び定款」

とあるのは、「換地計画書」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

- 第五十二条の三** 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八条第六項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、前条第四項において準用する第八条第六項に規定する縦覧期間の満了日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。
- 2 前項の規定による異議の申出については、第九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、同条第四項中「第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは「第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替えるものとする。
- 第五十二条の四** 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項において準用する第九条第二項において準用する第九条第四項の場合を除いて、第五十二条第一項の認可をしなければならない。
- 2 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分について、左の各号に掲げる者は、審査請求をすることができない。(換地計画)

五 その他農林水産省令で定める事項
(換地)

- 第五十三条** 換地計画においては、換地は、次に掲げる要件のいずれもがみたされたるようて定めなければならない。ただし、従前の土地について第五条第七項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。
- 1 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあつては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地地区内に特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあつては当該非農用地区域外の土地であること。
- 2 当該換地及び従前の土地について、農林水産省令の定めるところにより、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。
- 3 当該換地の地積の、農林水産省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、二割にみたないこと。
- 4 土地改良区は、第一項の規定による指定をして定められた非農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定めること。
- 5 前項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、特定用途用地以外の土地を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。
- 6 换地は、一筆の土地の区域が一以上の市町村、大字又は字にわたるようて定めではならない。
- (非農用地区域内外に換地する土地の指定)

すべきときは、その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の目的となつている従前の土地の全部又は一部の価格より低い価格のものであつてもよい。前項ただし書の場合には、その価格の差額に相当する当該権利の及ぶべき清算金の額を当該換地計画において定めなければならない。

- 第五十三条の二** 土地改良区は、特定用途用地以外の土地につき、これを従前の土地とする換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の土地に定めることを、前項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、特定用途用地以外の土地を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、特定用途用地以外の土地を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。
- 3 土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- (換地を定めない場合等の特例)
- 第五十三条の二の一** 換地計画においては、従前の土地の所有者の申出又は同意があつた場合は、その申出又は同意に係る従前の土地については、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないことができる。この場合において、その地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の権利及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、土地改良区は、地積を特に減じて換地を定めない土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の権利及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、土地改良区は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないことについてこれらの方の同意を得なければならぬ。
- 2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び収支の方法及び時期を定めなければならぬ。
- 3 第一項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない場合において、その従前の土地の全部又は一部につき先取権、質権又は抵当権があるとき

は、前項の規定により換地計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。
第五十三条の二の三 土地改良区は、換地計画を定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る。）を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第五十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する同意」とあるのは、「第五十三条の二の二第

3 条の二第二項及び第三項の規定による申出又は同意」と読み替えるものとする。

土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。
(土地改良施設等の用に供する土地についての措置)

第五十三条の三 换地計画においては、第一号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合にはその換地計画に係る一定の土地で当該換地計画に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、第二号又は第三号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合には当該土地改良事業の計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、それぞれ換地として定めないで、これらの施設の用に供する土地には、当該施設の用に供する土地の総面積のうち当該施設を当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じた面積を超えない範囲内の土地に限る。として定めることができる。この場合は、その土地は、その換地計画において、一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するため必要な農用地に供することを予定す

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土

イ 農業経営の合理化のために必要な施設（前号に掲げる施設を除く。）で農林水産省令で定めるもの

農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設（前号及びイに掲げる施設を除く。）で農業構造の改善を図ることを目的とするもののうち、地方公共団体の計画に定められたもの（政令で定める要件に適合するものに限る。）

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設を該當するもの（同号に掲げる施設を除く。）

三 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が当該土地改良区が当該土地改良事業を営む者との間で農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるものうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地については土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは、「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあっては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるものうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地については土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

2 前項前段の場合には、当該換地計画において第一項第一号の土地改良施設の用に供される土地を取得すべき者として定められる者が土地改良区である場合にあつては、この限りでない。

第五十三条の三の二 换地計画においては、第五十三条の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定める前後の土地又は換地を定めない従前の土地がある場合には、その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、次の各号に掲げる土地を、換地として定めないで、それぞれ当該各号に掲げる土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するため必要な農用地に供することを予定す

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土

イ 農業経営の合理化のために必要な施設（前号に掲げる施設を除く。）で農林水産省令で定めるもの

農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設（前号及びイに掲げる施設を除く。）で農業構造の改善を図ることを目的とするもののうち、地方公共団体の計画に定められたもの（政令で定める要件に適合するものに限る。）

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設を該當するもの（同号に掲げる施設を除く。）

三 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が当該土地改良区が当該土地改良事業を営む者との間で農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるものうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地については土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは、「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあっては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるものうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地については土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

2 前項前段の場合には、当該換地計画において第一項第一号の土地改良施設の用に供される土地を取得すべき者として定められる者が土地改良区である場合にあつては、この限りでない。

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 换地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第五十二条第四項から第九項まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までの規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第五十二条の三中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。（時利用地の指定）

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要な場合又は換地計画に基づき換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要な場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第五十三条の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地（次項に規定する土地を除く。）につき第五条第七項に規定する権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益をすることを停止させることができ。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項

り地役権者が放棄又は解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されているときも、また同様とする。

3 第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。この場合には、当該承役地に関してその組合員である者に対して、求償することができる。

(組合員の地代等の増額請求)

第六十二条 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権、賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地の所有者、賃貸人その他その使用又は収益をさせている者で、その土地に關し組合員であるものは、地代、小作料、地役権の対価、賃料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免かることができる。(地役権の効力)

第六十三条 換地計画に係る土地の上に存する地役権は、第五十四条第四項の規定による公告があつた後でも、なお從前の土地の上に存する。

2 土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役権は、消滅する。3 土地改良事業によつて從前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には、この限りでない。

(請求の期限)

第六十四条 第六十条の規定による地代等の減額若しくは払戻しの請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項の規定による地代等の増額の請求又は前条第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の三第二項の規定による公告があつた

日(換地処分に係るものにあつては、第五十四条の規定による公告があつた日)から起算して一年を経過したときは、することができる。

(農地法の適用) 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない。

第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない。

及び合併

第六十六条 地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。

(解散) 第六十七条 土地改良区は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 第百三十五条第一項の規定による解散命令

三 合併

四 土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗することができない。

(清算中の土地改良区の能力)

第五条の二 解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

三 土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げ

る事由によつて解散したときは、都道府県知事

は、遅滞なく、その旨を公告しなければならな

い。

4 土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗することができない。

(清算中の土地改良区の能力)

第六十七条の二 解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算中の土地改良区の能力)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算中の土地改良区の能力)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十七条の二 清算人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

4 清算人については、第十八条第十七項から第十九項までの規定を準用する。

(清算人の職務及び権限)

第六十八条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(清算人の財産調査義務)

第三条 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、貸借対照表(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。)及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(債権の申出の催告等)

第六十九条 清算人は、就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(清算結果の届出)

第六十九条の二 清算人が、清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

(不服申立ての制限)

第六十九条の三 清算人の選任の裁判に対する不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七十一条の四 裁判所は、第六十八条第二項の規定により清算人を選任した場合には、土地改

良区が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

(検査役の選任)

第七十二条 裁判所は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が

検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併の要件)

第七十二条 土地改良区は、合併しようとする場合において、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ

ならない。

3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、

遅滞なく、合併後存続する土地改良区について

3 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。又は提供し、その承認を求めなければならない。

(清算人の決算報告義務)

第七十二条 清算事務が終わるところに遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(清算結果の見返り)

は合併後存続する旨及び定款を変更する旨、合併により設立する土地改良区については合併により設立する旨、合併により消滅する土地改良区については合併により解散する旨を公告しなければならない。

土地改良区の合併は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員等を除く。）に対抗することができない。

土地改良区の合併については第五条第一項後段の規定を、第二項の認可については第八条第四項の規定を準用する。

第七十三条 合併により土地改良区を設立するには、関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による設立委員の選任については、第三十三条の規定を準用する。

第七十四条 削除

（合併による権利義務の承継）

第七十五条 合併後存続する土地改良区又は合併によつて成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務（その土地改良区がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第五款 土地改良区の組織変更

（組織変更）

第七十六条 土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

（組織変更計画の承認等）

第七十六条の二 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の議決をする場合には、第三十三条に規定する議決によらなければならない。

3 第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは、「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは、「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一章第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第一項第一号に規定する監事設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずべき日

七 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更については、第二十四条の規定を準用する。

（債権者の異議）

第七十六条の三 施設管理土地改良区が組織変更をする場合には、当該施設管理土地改良区の債権者は、当該施設管理土地改良区に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、当該施設管理土地改良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれに催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

1 組織変更をする旨

2 当該施設管理土地改良区の貸借対照表、収支決算書及び財産目録に関する事項として農林水産省令で定めるもの

3 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかると、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは、「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは、「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

5 前項の規定にかかると、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは、「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは、「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

6 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一章第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第一項第一号に規定する監事設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずべき日

七 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更については、第二十四条の規定を準用する。

（組織変更の効力の発生日）

4 施設管理土地改良区の組織変更是、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗することができる。

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 組織変更の手続又は組織変更計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 組織変更をする施設管理土地改良区の土地改良施設の管理の状況からみて、組織変更の後において、土地改良施設を適切に管理することが見込まれないとき。

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、当該組織変更後一般社団法人の業務時間内は、いつでも、組織変更後一般社団法人に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後一般社団法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

(組織変更の無効の訴え)

第七十六条の九 組織変更の無効の訴えについて
 は、会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（政令への委任）

第七十六条の十 この目に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

認可地縁団体への組織変更

第七十六条の十一 施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この目において同じ。）は、その組織を変更し、認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）によることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

（組織変更）
第七十六条の十二 施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この目において同じ。）は、その組織を変更し、認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）によることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。（組織変更の承認等）

第七十六条の十三 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

第七十六条の十四 組織変更後認可地縁団体監事を置くときは、監事の氏名

第七十六条の十五 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等で、組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものは、効力発生日に当該施設管理土地改良区を脱退したものとみなす。

（組織変更の認可）
第七十六条の十三 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（組織変更の認可）
第七十六条の十三 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならぬ。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

（准用規定）

第七十六条の十六 第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第一項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の八から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは、「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは、「第七十六条の十一第一項の」と、第七十六条の三第二項第二号及び第七十六条の八第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・総務省令」と、第七十六条の五第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第項」とあるのは、「第七十六条の十三第一項」と、第七十六条の六第四項中「第二章第一節第五款第一目」とあるのは、「第二章第一節第五款第二目」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

七 議員に関する事項

八 事業年度
 九 公告の方法

二十 土地改良区連合の事業年度については、農林水産省令で定める。

（総会の組織）

第八十条 土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がそれぞれの選出する議員で組織する。

二 土地改良区連合は、総代会を設けることができる。

（所属土地改良区の増減）

土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によって、農林水産省令で定めるところにより、定款等を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 土地改良区連合は、総代会を設けることができる。

（役員）

第六款 土地改良区連合（設立）

土地改良区連合は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、定款、事業の実施に関する計画その他必要な事項（第八十一条において「定款等」という。）を協議して定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 土地改良区連合は、土地改良区連合の理事（設立）

土地改良区連合は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、定款、事業の実施に関する計画その他必要な事項（第八十一条において「定款等」という。）を協議して定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の理事又は職員でなかったこと。

三 当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

(合併又は組織変更の禁止)
第八十三条 土地改良区連合は、合併又は組織変更をすることができない。

(土地改良区に関する規定の準用)
第八十四条 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

第二節 国又は都道府県の行う土地改良事業

(申請)

第八十五条 第三条に規定する資格を有する者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）があつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）があつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときには全体構成）並びにこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方針等」という。）その他必要な事項を公表して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の一（二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

4 第一項の場合は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬい。

5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、当該同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

8 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、(その)土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して)国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合は、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときには全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の一(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の一)以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、市町村は、前項の三分の一以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についての全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合(次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。)には、第五条第六項及び第七項並びに前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは、「第八十五条の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは、「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げ

若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をすることができる。

市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林水産大臣の指定する者の意見を聴くとともに、国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。

都道府県は、前項の同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十五条の一第二項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、当該協議に係るところのは「その示す」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。

市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項）を記載した書面及び第二項の三分の二以

らかじめ、農林水産省令の定めるところにより、施設更新事業の計画の概要、当該施設更新事業による変更後の土地改良施設であつて農林水産省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等及び定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項（第五項において「事業計画概要等」という。）を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行受益地以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち現行受益地内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

3 土地改良区は、現行受益地以外の地域をその施行に係る地域の一部とする施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有しているる本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものについて第一項の規定による申請をしようとする場合においては、当該施設更新事業の施行に係る地域のうち現行受益地以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

4 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第五項」と読み替えるものとする。

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面及びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意（第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決）があつたことを証する。

る書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

土地改良区は、第一項の規定による申請をして更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する他の土地改良事業（施設更新事業を除く。）であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行うことにより当該施設更新事業及びその土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その土地改良事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなるもの（以下この項及び次項において「関連施行事業」という。）があるときは、政令の定めるところにより、当該申請に併せて、その関連施行事業を国又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、申請することができる。

土地改良区は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令で定めるものにより、関連施行事業の計画の概要、農林水産省令で定める場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る全体構成、関連施行事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等並びに定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行地区以外の地域が関連施行事業の施行に係る地域の全部又は一部となる場合

二 前号に掲げる場合以外の場合

関連施行事業の施行に係る地域内の土地のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

合員の三分の二以上の同意

農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第六項の規定による申請をするには、土地改良区は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。

第六項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等について、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。

土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成区域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して）国営土地改良事業にあつては林木水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならぬ。ただし、市町村が当該申請をする場合に

は、当該市町村の長については、この限りでない。

第一項の場合には、第八十五条第六項、第七项及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五条の四第二項の規定による協議（同項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請）」と、「当該協議」とあるのは「当該協用（同条第二項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請）」と、「当該協議」とあるのは「当該協用（第八十五条の四第四項）」と読み替えるものとする。

第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。（適否の決定）

第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請があつた場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は（その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合には、当該都道府県の知事がその協議により）、そ該関係都道府県の知事がその協議により、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による土地改良事業（第八十五条の二第六項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第一項の規定による申請に係る土地改良事業（以下「市町村特別申請事業」という。）を除く。）の適否の決定を行うには、あらかじめ、その土地改良事業につき第八十五条第二項、第八十五条の二第二項若しくは第八十五条の三第三項若しくは第七項の規定により公告のあつた二項若しくは第七項の規定により公告のあつた

事項又は同条第五項の申請書（農林水産省令で定めるものに限る。）若しくは前条第四項の申請書に添付された書面に記載された事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と協議するとともに、当該申請書に添付された書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣又は都道府県知事は（その審査請求に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合は、当該関係都道府県がその協議により）、第八条第二項に規定する者の意見を聴いて、第五項に規定する旨が定められているとき（農林水産省令で定める場合を除く。）にあつては、その者と協議しなければならない。

都道府県知事は、都道府県が行う市町村特別申請事業につき、第一項の規定により適当とする旨の決定を行うには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。（国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画）

第一項第一項の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は（その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合には、当該都道府県の知事がその協議により）、それぞれ、その決定に係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。

前項の場合には、第七条第三項及び第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第一項の土地改良事業計画は、これに基づいて施行される土地改良事業が第八条第四項第一号の政令で定める基本的な要件に適合するものとなるよう定めなければならない。

第一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、その非農用地区域は第八条第五項各号に掲げる要件に適合することなるよう定めなければならない。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

第一項の土地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日とする。

前項の審査請求については、行政不服審査法定めるものに限る。）若しくは前条第四項の申請書に添付された書面に記載された事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と協議するとともに、当該申請書に添付された書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣又は都道府県知事は（その審査請求に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合は、当該関係都道府県がその協議により）、第八条第二項に規定する者の意見を聴いて、第五項に規定する旨が定められているとき（農林水産省令で定める場合を除く。）にあつては、その者と協議しなければならない。

都道府県知事は、都道府県が行う市町村特別申請事業につき、第一項の規定により適当とする旨の決定を行うには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。（国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画）

第一項第一項の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は（その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合には、当該都道府県の知事がその協議により）、それぞれ、その決定に係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。

第一項の土地改良事業計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。（申請によらない土地改良事業）

第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第二項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めなければならない。

第一項の場合には、第七条第三項及び第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第一項の土地改良事業計画は、これに基づいて施行される土地改良事業が第八条第四項第一号の政令で定める基本的な要件に適合するものとなるよう定めなければならない。

第一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、その非農用地区域は第八条第五号に掲げる要件に適合することなるよう定めなければならない。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

第一項の土地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日とする。

前項の審査請求については、行政不服審査法定めるものに限る。）があるときは、併せて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合には、その土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける各土地改良事業に係る予定管理方法等その他の必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内に係る土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る資格を有する者の三分の二）以上との同意を得なければならぬ。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第二号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設）に係る事業（同項第一号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する土地改良事業を行なうことができる。

第一項第一号に掲げる事業（二以上の土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行なうことができる。）

第一号第二項第四号に掲げる事業（二以上の土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行なうものに限る。）

第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係る土地改良事業を行なうもの、同項第五号に掲げる事業に係る土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。）

イ 前号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの

ロ その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適当と認められるもの

ハ 他の公共の利益となる事業と併せて行うことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適當と認められるもの

国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号の事業につき土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）があるときは、併せて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

第一項の土地改良事業計画に係る地域の全部又は一部とする場合

当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意。

5 土地改良区は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、総会の議決を経なければならぬ。

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第三項の規定による公告をする前に)、その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る)が、ある場合はその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項(第一項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第三項の規定により公告する事項)について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときあつては、その者と協議しなければならない。

7 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、そぞの旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

9 農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

10 前項の規定により縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定(第一項第二号の事業については、これらの規定ほか、同条第五項から第十項までの規定)を準用する。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項において、その農地中間管理機構を有する事業施設に係る土地改良事業の計画の概要を提出する。

一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業及び前条第一号から第三号まで又は第七号の事業ほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業(第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号の事業に限る)を行ふことができる。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「農地中間管理事業」という。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。)を有すること。

三 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

四 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資する見込まれること。

六 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、事業計画概要等について、関係市町村長(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者)と協議するとともに、その土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるとき(当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。)あつては、その者の意見を聽かなければならない。

7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。

この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聽かなければならぬ。

農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地(第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地のある場合にあつては、その土地を含む。以下「農地中間管理事業」という。)のみを事業施行地域内農用地とする同様の規定による土地改良事業を行ふべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聽かなければならない。

4 第一項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項の規定による要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業計画を定める場合には、あらかじめ、事業計画概要等について、関係市町村長(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者)と協議するとともに、その土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるとき(当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。)あつては、その者の意見を聽かなければならない。

5 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業計画を定める場合には、あらかじめ、事業計画概要等について、関係市町村長(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者)と協議するとともに、その土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるとき(当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。)あつては、その者の意見を聽かなければならない。

6 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

7 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

8 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

9 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

10 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

(急施の場合)

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

二 項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

三 項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

四 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

五 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

六 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

七 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

八 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

九 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

十 第一項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

部とすることができるのは、その新たに当該農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地が地方公共団体等有資格地である場合に限るものとする。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業に係る土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業に係る土地改良事業の施行に係る地域内（その変更によりその施行に係る一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する全ての地方公共団体等の同意を得なければならない。

事を除く。」)と、「関係市町村長」とあるのは、「関係市町村長(その変更又は廃止について同項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。次項において同じ。)」と読み替えるものとする。

土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条の二第六項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第八項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは、「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは、「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域となる地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部の農用地を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後ににおいて二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうち

その変更に係る各土地改良事業につき、その後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときには、予定管理方法等を変更する必要があるときは、変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあっては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域を内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に「以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域」内の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十项まで、第八十七条の二第八项及び第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは、「次条第六項の規定による協議又は意見の聴

取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廢止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廢止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行うべき」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とする農地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける変更後の全体構成)及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他の必要な事項又は廃止する旨、廢止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき(農林水産省令で定める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

る変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他必要な事項で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

第二項 第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八条第五項に規定する手続（都道府県が行う国営土地改良事業の工事）

第八十九条 国は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の工事の一部を都道府県が行うこととができる。

（国又は都道府県の行う換地処分等）

第八十九条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、國営土地改良事業又は都道府県土地改良事業（これらの土地改良事業のうち、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）について、その土地改良事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならない。

前項の換地計画を定める場合には、第五十二条第一項、第三項、第五项前段、第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「國営土地改良事業については農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第三項 第一項の換地計画において定める内容（これに係る事前措置を含む。）については、第五十二条の五から第五十三条の三の二までの規定を準用する。この場合において、第五十三条の三

定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他必要な事項で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

第二項 第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前

項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事が「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

第三項 第一項の規定による認可に係る換地計画に基づく」と、第八十七条第八項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見を聽いて、第五項」とあるのは「第五項」と、同条第九項中「工事に着手してはならない」とあるのは「处分を行つてはならない」と、同条第十項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

第四項 第一項の換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第二項において準用する第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

第五項 農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行う前において、土地改良事業の工事のため

停止させることができる。

第六項 第六項の規定による一時利用地の指定につ

ては第五十三条の五第二項から第六項までの規

定を、第六項の規定による使用及び収益の停止

については第五十三条の六第一項後段及び第三

項の規定を、第六項の規定による一時利用地の

指定並びに使用及び収益の停止については第五

十三条の七及び第五十三条の八の規定を、前項

の規定による使用及び収益の停止については第

五十三条の六第一項後段及び第三項並びに第五

十三条の七の規定を準用する。この場合におい

て、第五十三条の七及び第五十三条の八中「土

地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み

替えるものとする。

第七項 換地処分は、農林水産大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第五条第七

項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計

画において定められた関係事項を通知してする

ものとする。

第八項 前項の換地処分については、第五十四条第二

項及び第四項から第七項まで並びに第五十四条

の二から第五十五条までの規定を準用する。こ

の場合において、第五十四条第四項中「都道府

県知事は、前項の規定による届出があつた場

合」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知

事は、換地処分をした場合」と、「当該換地處

分があつた旨」とあるのは「その旨」と、同条

第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林水

産大臣又は都道府県知事」と、同条第六項中

「第一項の換地処分、第三項の規定による届出

とあるのは「第八十九条の二第九項の換地處

分」と、第五十四条の三中「土地改良区」とあ

るのは「国又は都道府県」と、第五十五条中

「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と読み替えるものとする。

国又は都道府県は、第三項において準用する

第五十三条の二の三第三項、第八項において準用する第五十三条の八又は前項において準用す

る第五十四条の三の規定により、仮清算金、補

償金、清算金その他の金銭（以下第十三項まで

において「仮清算金等」という。）を土地改良

区の地区内にある土地につき第五条第七項に掲

げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者

から徴収する場合には、農林水産省令で定める

ところにより、仮清算金等をこれらの者に支払

い、又はこれらの者から徴収するのに代えて、

延滞金として徴収することができる。

清算金等及び前項の延滞金は、国税滞納処分

の例により処分することができる。この場合に

び市町村にあつては、条例で、特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を、前項

の特別徵収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同条第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

國、都道府縣又は市町村は、土地改良施設の

改良事業」とあるのは、「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同条第八項」と読み替えるものとする。

第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による处分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。

（管市町村特別申請事業）という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県管市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行なう者その他都道府県管市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行

に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項、第二項若しくは第六項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき前条第六項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を限度とす

4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところ
る。

(都道府県営土地改良事業の分担金等)
第九十一条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申

6 に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴

の事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他林水産省令で定めるものから、地方自治法第二百二十九条の分担金を徴収することができる。ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受けける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十一項の規定を準用する。

地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府

係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当町町村の区域内に係る土地に係る

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

六 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内に

用のうち、当該市町村の区域内にある土地は係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合に

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めることにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の十画ごとに一千五百円の用金(以下

おいては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条の第十項の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

六 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の一 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下の項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受け

定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

六 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)第九一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

第一項の場合には第九十条第四項及び第七項の規定を、前項の場合には同条第七項の規定を準用する。

2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、第十九条第四項の規定どおり、

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合には、第九十条第十項の規定を準用する。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）
第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下の項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた者から、特別徴収金を徴収することができる。）に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

5 都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若

6 6 に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徵収することができる。

都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徵収金)
第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるとところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合を除く。)には、その者から、特別徵収金を徵収する。

2 前項の場合(市町村が特別徵収金を徵収する場合を除く。)には、第九十条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徵収金の額は、都道府県が徵収する。

土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。
4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の五 農林水産大臣は、土地改良財産につき、國營土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

一 國營土地改良事業の種類及び地域名
二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模
三 購入又は収用に係る土地改良財産について
は、その種類ごとの購入価格又は補償金額
四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日
及び事由

五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

第九十四条の六 農林水産大臣は、土地改良財産（第九十四条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

2 国營土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理の委託は、その国營土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようとするものとする。
第九十四条の七 第九十四条から前条までに規定するもののほか、土地改良財産の管理（前条第一項の規定による管理の委託を含む。）又は処分について必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画を立て、これに基づき、埋

立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地中間管理機構に配分される埋立予定地については、この限りでない。
4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地中間管理機構に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地中間管理機構は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、その交付に係る配分通知書に記載された同項第一号から第五号までに掲げる事項を公告しなければならない。

2 第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき國の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その國の所有権は、消滅する。

6 前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同

立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地中間管理機構に配分される埋立予定地については、この限りでない。
4 第二項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林水産省令で定める手続により、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。
2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第五項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林水産大臣で定める手続により、配分申込書に添付した第二項の書面の記述を農林水産大臣に提出しなければならない。
3 農林水産大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者のうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために適当と認められる者を選定し、その者に次に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。ただし、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要で欠くことができない業務に從事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの方に對しても配分通知書を交付することができる。
2 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。

第九十四条の八の二の二 農林水産大臣がその者に配分を受ける者の氏名又は名称及び住所を記載された場所の埋立予定地を農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの方に對しても配分通知書を交付することができる。

3 農林水産大臣は、前条までの規定による配分通知書の交付があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの方に對しても配分通知書を交付することができる。

4 農林水産大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、その交付に係る配分通知書に記載された同項第一号から第五号までに掲げる事項を公告しなければならない。

2 第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業の場合は、前項の場合には、第九十四条の六第一項の規定を準用する。

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会（土地改良事業の開始）

3 農林水産大臣は、前項の規定により農地中間管理機構から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添付された同項の書面を審査して、その提出をした農地中間管理機構に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適當であると認めるときは、当該農地中間管理機構に前条第三項各号に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行つ場合には、規準とする。以下この節において同じ。）を経て、規約（同条第一項の規定により配分通知書の交付を受けた農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条の十 都道府県は、都道府県知事（都道府県営土地改良事業による配分通知書の交付があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの方に對しても配分通知書を交付することができる。

5 第三項の規定により配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条の十一 都道府県は、都道府県営事業によつて生じた土地改良施設を土地改良事業に管理させることができる。

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条の十二 農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣は、前項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにつき第五条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五項の規定を準用する。
都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。
第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにつき第五条から第七条に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合であつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととされるべき、その施行に係る地域)内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五项並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定(前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定)を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは、「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の一以上との同意」とあり、及び「組合員の三分の一以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」とある。」

第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十一項中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第六項の四項の同意又は第九十五条の二第三項において

(土地改良区に関する規定の準用)
第九十六条 第九十五条第一項の規定により行う
土地改良事業には、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第五项まで、第八項及び第九項、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで並びに第六十三条の規定を准用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければ」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければ」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第四項、第五项、第八項及び第九項並びに」と、第六十三条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完了につき百十一条の三第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係る場合にあつては、第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過した場合は」と読み替えるものとする。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の土地改良事業計画を定めるには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。

4 第一項の場合において、その土地改良事業計画が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見を聽かなければならぬ。

6 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項から第六項まで、第八条第二項及び第三項並びに第八十九条第三項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の二、定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

(土地改良事業の変更等)

第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行ふ市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとするとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他林木水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後における二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の

4 3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たに成る地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

第九十六条の四

四 第九十六条の二第一項の規定に

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更
又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の
利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれが
ないことが明らかである場合には、市町村は、
前項において準用する第八十七条第五項から第
八項までに規定する手続（前項において読み替
えて準用する第四十八条第六項の場合にあつて
は、これらの手続のほか、前項において準用す
る第八条第二項に規定する手續）を省略するこ
とができる。

5 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第十八条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第一号の三分の一以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の一以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項中「定款」とあり、並びに第六十

第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の一以上との同意を得なければならぬ」と、同条第五項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と、第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るもの」であるのは「土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、第五十二条第三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「第五十二条第五項」とあるのは「第五十二条第五項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第一百十三条の三第二項」とあるのは「第一百十三条の三第三項」と、第八十七条の

四第一項中「第八八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」であるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業については関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条第三項とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」と、第八十八条第二項とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、係市町村長と協議するとともに」とあるのは「同項」と、「必要な事項について」と、同条第二十一項中「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、「第九十条第十四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金額、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十

七条の五第一項」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の人者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

第三章 交換分合

第九十七条 権原に基き耕作又は養畜の業務

前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、交換分合すべき農用地が一の市町村の区域内にある場合にあっては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては当該関係農業委員会がその協議により、農林水産省令の定めるところにより、交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要を公告し、その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農用地につき交換分合計画を定めることができる。前二項の規定により農業委員会又は関係農業委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農用地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上との同意がなければならぬ。

4 前項の場合において、当該農用地の全部又は一部が土地改良区の地区内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならぬ。

5 農業委員会又は関係農業委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換分合を行ふため交換分合計画を定めない場合には、その請求をした者は、その期間経過後六十日以内に、都道府県知事に対して、その農業委員会又は関係農業委員会にその交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合には、農業委員会等に関する法律第十四条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聽き、その請求のあつた農用地の全部又は一部に關し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県機構に意見を聽くことを要しない。

7 第九十八条 農業委員会又は関係農業委員会は、前条の規定により交換分合計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、三十日間交換分合計画書を縦覧に供しなければならない。

8 農業委員会又は関係農業委員会は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農用地について、前条第一項に掲げる権利、地役権、先取特権又は抵当権を有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

9 前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に對して異議があるときは、第一項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会にこれを申し出ることができる。

10 農業委員会又は関係農業委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

11 前項の規定による決定に對して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に對し審査を申し立てることができる。

6 都道府県知事は、前項の審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合については、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決しなければならない。

7 第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文を除く。）を準用する。

8 第三項の異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときは、農業委員会又は関係農業委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県機構の意見を聴かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

10 都道府県知事は、第八項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

11 第一項、第二項又は第四項の場合において、関係農業委員会が公告、縦覧又は通知をするには、そのすべてがこれを行わなければならず、異議の申出についての決定をするには、そのすべてが協議してこれをしなければならない。

12 第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれらとの不作為及び第八項の規定による認可については、審査請求をすることができない。

（土地改良区の交換分合計画の決定手続）

第九十九条 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により交換分合計画を定める場合には、第五十二条第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。

3 第二項の認可を申請するには、その申請書に關係農業委員会の同意書を添附しなければならぬ。

ない。但し、同意を求めた日から三十日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

4 前項但書の場合において、第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、関係農業委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、三十日間交換分合計画書の写を縦覧に供しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農用地についての前条第二項に掲げる権利を有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

7 前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、第五項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内にこれを決定しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による申出を受けたときは、第五項の縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項本文及び第四十三条を除く。）を準用する。

10 都道府県知事は、第八項の規定による決定をするには、都道府県機構の意見を聴かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

11 都道府県知事は、第七項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができるない。

12 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

13 第一項の規定による認可及び第八項の規定による決定又はその不作為については、審査請求をすることができるない。

（農業協同組合等の交換分合計画の決定手続）
百条 農業協同組合又は農地中間管理機構は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決

(名称)		二 地方連合会 (設立)
第百十一条の六 良事業団体連合会といふ文字を用ひなければならない。		第一 定款の変更 二 每事業年度の事業計画及び収支予算の設定 及び変更
連合会でない者は、その名称中に土地改良事 業団体連合会といふ文字を用ひてはならない。 (地区)		三 每事業年度の事業報告書、貸借対照表、収 支決算書及び財産目録の承認
第百十一条の七 地方連合会の地区は、都道府県 の区域により、全国連合会の地区は、全国とす る。(登記)		四 経費の賦課及び徴収の方法
第百十一条の八 連合会は、政令で定めるところ により、登記をしなければならない。		五 第百十一条の二十二第一項の規定による長 期借入金の借入れ又は同項に規定する債券の 発行並びにそれらの方法、利率及び償還の 方法
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、 登記の後でなければ、これをもつて第三者に対 抗することができない。		六 会員の加入及び脱退に関する事項
(事業)		七 会員の権利義務に関する事項
第百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行 うことができる。		八 事業の執行に関する事項
一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に 附帯する事業を含む。次号から第五号までに おいて同じ。）に関する技術的な指導その他 の援助		九 役員に関する事項
二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の 工事		十 会議に関する事項
三 土地改良事業に関する教育及び情報の提供		十一 公告の方法
四 土地改良事業に関する調査及び研究		十二 会計に関する事項
五 国又は都道府県の行う土地改良事業に対す る協力		十三 会員たる資格に関する事項
六 全国連合会にあつては、次に掲げる事業		十四 会員の加入及び脱退に関する事項
イ 会員たる地方連合会の事業の指導		十五 会員の権利義務に関する事項
ロ 会員（会員たる地方連合会の会員を含 む。）が土地改良施設の管理を適正に行う ために必要な資金の交付		十六 事業の執行に関する事項
七 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の (会員の資格)		十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第百十一条の十 地方連合会の会員たる資格を有 する者は、地方連合会の地区内において土地改 良事業を行う者であつて定款で定めるものとす る。		十八 会員の権利義務に関する事項
2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次 に掲げる者であつて定款で定めるものとする。 一 その施行に係る地域が二以上の都府県の区 域にわたる土地改良事業その他その施行に係 る地域内の土地の面積が農林水産省令で定め る面積をこえる土地改良事業を行ふ者		十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第三条 (定款)		二十 会員の権利義務に関する事項
第百十一条の十六 連合会の定款には、次に掲げ る事項を記載しなければならない。		二十一 会員の加入及び脱退に関する事項
一 名称		二十二 会員の権利義務に関する事項
二 地区		二十三 会員の加入及び脱退に関する事項
三 事業		二十四 会員の加入及び脱退に関する事項
四 事務所の所在地		二十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第五条 (会員たる資格に関する事項)		二十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		二十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第七条 (会員の権利義務に関する事項)		二十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第八条 (事業の執行に関する事項)		二十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第九条 (役員に関する事項)		三十 会員の加入及び脱退に関する事項
第十条 (会議に関する事項)		三十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第十二条 (公告の方法)		三十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第十三条 (会計に関する事項)		三十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第十四条 (会員たる資格に関する事項)		三十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		三十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		三十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		三十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		三十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		三十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第二十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		四十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第三十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		五十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第四十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		六十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第五十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		七十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第六十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		八十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十一条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十一 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十二条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十二 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十三条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十三 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十四条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十四 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十五条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十五 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十六条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十六 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十七条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十七 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十八条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十八 会員の加入及び脱退に関する事項
第七十九条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		九十九 会員の加入及び脱退に関する事項
第八十条 (会員の加入及び脱退に関する事項)		一百 会員の加入及び脱退に関する事項

者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。

（数都府県にわたる事項の処理）
土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府県にわたる場合には、この法律に規定する都道府県の事務は、第八十五条から第八十七条までに規定するものを除いて、農林水産大臣が処理する。

（特別区等に対する規定の適用）
この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この法律」とあるのは、「この法律（第三条第一項並びに第九十七条第一項及び第二項を除く。）」とする。

（都市計画区域の特例）
都道府県知事は、都市計画区域内の土地に係る第二条第二項第二号の土地改良事業（当該事業と他の事業とを一体とした同一号の土地改良事業を含む。）に関し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の都市計画又は現に施行され、若しくは将来施行されるべき土地区域画整理事業若しくは住宅街区整備事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該土地改良事業計画又はその変更について、当該都道府県に設置された都道府県都市計画審議会及び当該土地を施行地区に含む土地区画整理組合又は住宅街区整備組合の意見を聞かなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な事項については、この限りでない。

（国の補助）
第一百二十六条 国は、その予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第百二十七条から第百三十条まで 削除 (権利変動の通知)

第一百三十二条 第五十四条第四項の規定による公告において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滞なくその旨をその土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

第六章 監督

（報告の徴収及び検査）

農林水産大臣又は都道府県知事は、第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行つては、前項の命令に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認められるときは、これらの人からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政手続又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することができる。

（解散命令）
農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、これに必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第一項及び第二項の規定による検査の権限は、行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第三条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政手続又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものである。

改選若しくは當選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは當選を取り消すことができる。

改選若しくは當選を取り消すことができる。

いてする行政手続又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは當選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは當選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは當選を取り消すことができる。

改選若しくは當選を取り消すことができる。

第一百三十七条 第百九条（第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第百十八条第一項の規定により国又は都道府県の職員が行う測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第百十九条の規定により国又は都道府県の職員が行う移転、除去又は取壊しを拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第百三十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百三十二条第一項若しくは第二項又は第三百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百三十九条 土地改良事業の施行に関して設けた標識を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百四十条 土地改良区の役員若しくは総代（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）又は土地改良区連合の役員若しくは議員（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）が、その職務に関して賄を受けし、要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

二 前項に掲げる役員、総代又は議員があつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄を受けし、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

三 第一百四十一条第一項から第三項までに掲げる犯人又は情を知つた第三者の收受した賄は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

四 第一百四十一条前条第一項から第三項までに掲げる者に対してもうるを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第一百四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第百三十七条及び第百三十八条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金を科する。

第一百四十三条 次に掲げる場合には、土地改良区の役員又は組織変更後一般社団法人の理事若しげ、又は忌避した者

くは組織変更後認可地縁団体の代表者（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若しげ、又は忌避した者

くは代表者の職務を代行する者又は一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第二項の規定若しくは地方自治法第二百六十条の九の規定により選任された理事の職務を行つべき者若しくは仮代表者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第二項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定によることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載せし、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第七十六条の八第三項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は下の過料に処する。

一 第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第二項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定によることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

一 第十五条又は第一百十一条の九に規定する事業以外の事業を営んだときは、その七第一項の規定による登記を除く。）をすることを怠つたとき。

第一百四十四条 次に掲げる場合には、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

2 前項の規定による登記（第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）をせず、又は不正の公告をしたとき。

第一百四十五条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地中間管理機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百四十六条 第十四条第二項、第七十八条第二項又は第一百十一条の六第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百四十七条 第二十四条第一項の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第一百四十八条 第二十四条第二項若しくは第四十五条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二十七条（これらの規定を第一百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は下の過料に処する。

一 第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第二項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定によることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

六 第七十六条の八第三項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は下の過料に処する。

一 第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第二項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定によることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

十六 この法律の規定による登記（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）をすることを怠つたとき。

第一百四十七条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地中間管理機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百四十八条 第十四条第二項、第七十八条第二項又は第一百十一条の六第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百四十九条 第二十二条第一項、第七十八条第二項又は第一百十一条の六第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十条 第二十二条第一項第二号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第三号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第四号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第五号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第六号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第七号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第八号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第九号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十一号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十二号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十三号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十四号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十五号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十一条 第二十二条第一項第十六号に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である土地改良事業に係る第百二十六条の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 都道府県が、附則第二項及び第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第八号）抄

1 この法律は、農業委員会法（昭和二十六年法律第八号）の施行の日から施行する。

3 第一条から第八条までに掲げる法令又はこれらに基く命令の規定により市町村農地委員会又は都道府県農地委員会がした処分、手続その他の行為は、農業委員会法の規定により当該市町農地委員会の区域として一又は二以上上の市町村農業委員会が成立した日（同法第二条第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあっては、同条第五項の公告の日。以下同じ。）又は当該都道府県の都道府県農業委員会（二以上の市町村農業委員会が成立したときは、これらの委員会のうち都道府県知事の指定するものとし、同法第二条第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村については、市町村長とする。）又は当該都道府県農業委員会がした処分、手續その他の行為又はこれらに対してもした処分、手續その他の行為とみなす。

29 農業委員会对してした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

この法律は、改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会对してした指示の請求、訴願又は農業委員会对してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会对してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

30 この法律は、新法施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月一五日法律第二三〇号）抄

1 この法律は、農地法の施行の日から施行する。

この法律は、農地法の施行の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

○号）抄

この法律は、新法の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

附 則（昭和二八年八月八日法律第一八三号）抄

1 この法律は、農地法の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

1 この法律は、農地法の施行の日から施行する。

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一五日法律第一八五号）抄

1 この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

26 都道府県農業委員会を当事者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）、改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基いてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に係属中のものは、当該都道府県の知事が受け継いだものとする。

27 旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基いて都道府県農業委員会のした処分の取消又は変更を求める訴は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した後は、当該都道府県の知事を被告として提起しなければならない。

28 農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した場合は、当該都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

この法律は、改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会对してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会对してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

この法律は、改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会对してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第八号）抄

1 この法律は、農地法の施行の日から施行する。

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、農地法の施行の日から施行する。

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一五日法律第一八五号）抄

1 この法律は、昭和二九年七月二十日から施行する。

この法律は、昭和二九年七月二十日から施行する。

13 次に掲げるものの管理及び処分については、土地改良財産関係規定の施行後でも、なお従前の例による。

1 土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて、土地改良財産関係規定の施行前に生じた土地を、同一土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて、土地改良財産関係規定の施行前に当該土地を改修する場合は、当該都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した後は、当該都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成る。

14 土地改良財産関係規定の施行の際現に農地法第七十条第一項の規定により行う同項第二号の事業の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

この法律は、新法施行の日から施行する。

この法律は、新法施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

15 前項に規定する土地で農地法第四十四条第一項の規定により買収したもののうち農林水産大臣が土地改良法第九十四条の八第一項の土地配分計画をたてないことを相当と認めるものは、政令で定める場合を除き、買収前の所有者又はその一般承繼人に売り払わなければならない。

この場合において、その売払いの対価は、国有地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）第二条の規定の例によるものとする。

16 附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、昭和三十一年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに附則第十二項第五項までに定めるところによる。

この法律は、昭和三十一年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一项の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、昭和三十一年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一项の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

認可の申請であつてその都道府県農業委員会に置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に手続中のものには、当該都道府県の知事に對してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

この法律は、新法の施行の日から施行する。

17 第二章の規定による改正後の各法令（徵收金の先取特權の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に國稅徵收法第二条第十一号に規定する強制換価手続による配当手續が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手續が開始されている場合における當該法令の規定に規定する徵收金の先取特權の順位については、なお従前の例による。

18 附 則（昭和三五年三月三一日法律第一四四号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第一四四号）抄

1 この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

この法律は、國稅徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

19 のために取得したもの（土地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

20 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

21 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

22 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

23 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

24 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

25 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

26 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

27 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

28 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

29 この法律は、農地改良財産關係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該國営土地改良事業が完了した土地及び當該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

附 則（昭和三七年五月一一日法律第一
二六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一一日法律第一
二七号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一一日法律第一
四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の処分（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による

6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者の訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者の訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三七年五月一一日法律第一
号）抄

（施行期日及び適用区分）
第一章 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）第一條の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三條の二の次に一条を加える改定規定、第三編第四章の次に一章を加える改正

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の処分（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による

7 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服申立てをすることができない。

8 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者の訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年六月二日法律第九四
号）抄

（施行期日及び適用区分）
第一章 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）第一條の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三條の二の次に一条を加える改定規定、第三編第四章の次に一章を加える改正

正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第一二十四条（地方開発事業團に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業團に関する部分に限る。）に規定する。この法律は、昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十一条まで、附則第二十四条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年六月二日法律第九四
号）抄

（施行期日及び適用区分）
第一章 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）第一條の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三條の二の次に一条を加える改定規定、第三編第四章の次に一章を加える改正

規定期定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第一二十四条（地方開発事業團に関する部分に限る。）に規定する。この法律は、昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十一条まで、附則第二十四条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

附 則（昭和三八年六月八日法律第九九
号）抄

（施行期日及び適用区分）
第一章 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）第一條の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三條の二の次に一条を加える改定規定、第三編第四章の次に一章を加える改正

規定期定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第一二十四条（地方開発事業團に関する部分に限る。）に規定する。この法律は、昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十一条まで、附則第二十四条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業團に関する部分を除く。）、並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした旧法第八十九条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

土地改良区の設立につき旧法の規定による認可の申請がされている場合において、その認可に係る土地改良区がその成立後に行なう当該申請に係る農用地開田開畑事業の内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第四十八条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の認可の申請がされている場合において、その申請をした者がその認可後に行なう当該申請に係る農用地開田開畑事業の認可をした旨の旧法の規定による公告のある時ににおける当該農用地開田開畑事業に係る地域

四 この法律の施行の際現に農用地開田開畑事業を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条第一項の規定による申請がされている場合において、国又は都道府県がその申請に基づいて行なう当該農用地開田開畑事業の開始の手続が完了する日として農林大臣又は都道府県知事が指定する日における当該農用地開田開畑事業の施行に係る地域

附則第七項の規定によりその手続について從前の例によるものとされる土地改良事業計画の変更（土地改良区の行なう土地改良事業に係るものに限る。）又は新たな土地改良事業の施行であつて、その変更又は新たな施行により当該土地改良区の地区として新たに土地を編入すべきこととなるものに係る当該土地改良区の定款の変更の手続については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を除く。）の作成及び清算金並びにその一時利用地の指定があつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を除く。）の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を除く。）の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を除く。の規定による一時利用地の指定、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定があつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を除く。の規定による一時利用地の指定、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定があつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前に旧法第五十二条第八項（旧法第九十六条の三において準用する場合を除く。）の規定による公告のあつた換地計画に係る土地改良事業についての旧法第六十条、第六十一条第一項、第六十二条第一項又は第六十三条第三項（これらの規定を旧法第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による賃貸借の解除、地上権若しくは永小作権の放棄、地役権の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対価の減額、払戻し若しくは増額の請求の期限については、なお従前の例による。

16 旧法第七条第一項又は第三十条第二項の規定による新設合併に係る設立の認可の申請又は吸収合併に係る設立の認可の申請で、この法律の施行前にしたものに係る土地改良区の合併については、なお従前の例による。

17 第三項の規定による公告に係る土地改良事業で、新法第八十七条の二第一項第三号の事業に該当しないものは、附則に特別の定めのある場合を除き、同項の規定により行なう同号の事業とみなす。

18 この法律の施行前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧法第九十条第一項の規定により負担させた国當土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

19 新法第九十条の二の規定は、新法第九十四条の八第三項の配分通知書でこの法律の施行後同じ項の規定により交付されるものに記載する埋立て予定地につき造成される埋立地又は干拓地について適用する。

20 この法律の施行前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部又は一部を旧法第九十一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をした都道府県営土地改良事業に係る当該分担金の徴収については、なお従前の例による。

21 この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき旧法第九十五条第一項（この法律は、公布の日から施行する。）の規定による一時利用地の指定、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定があつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

22 この法律の施行前に旧法第八十七条の二第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画を定めた土地改良施設（新法第五十七条の土地改良事業又はこの法律の施行前にした同条第三項の規定による公告に係る土地改良事業によつて生じた土地改良施設）についての管理の委託について、新法第九十四条の六第二項（新法第九十条の十において準用する場合を含む。）の規定により、適用しない。

23 この法律の施行前にした旧法第九十八条第一項（旧法第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告又は旧法第九十九条第一項若しくは第一百条第一項（これらの規定を旧法第一百一条において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の決定手続及び定め方、その交換分合計画に係る交換分合の効果及び清算金、その交換分合計画において定める農地その他の土地又は農業用施設の形質の変更並びにその交換分合計画に係る土地等で旧自作農設特別措置法（昭和二十一年法律第十四号）等により売り渡されたものについての特例については、なお従前の例による。

24 この法律の施行前にした旧法第八十五条第二項、第八十七条の二第三項、第九十五条第二項又は第九十六条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

25 この法律の施行前にした旧法第四十八条第三項、第八十七条の二第三項、第九十五条第二項又は第九十六条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

26 この法律の施行前にした旧法第四十八条第三項、第八十七条の三第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

27 この法律の施行前に旧法により開始の手続が完了した土地改良事業若しくはこの法律の施行前に旧法により設立の手続を完了した土地改良

（農地法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条、第八条、第二十一条及び第二十二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりそ

の計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督

促状に係る延滞金の額の計算については、なお

従前の例による。

三 土地改良法第九十条の一第五項

附則 **（昭和四五年五月一五日法律第五号抄）**

六号 **抄**

七号 **抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 **（昭和四七年五月二四日法律第三号抄）**

一号 **抄**

（昭和四〇年六月二日法律第一号抄）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 **（昭和四三年六月一五日法律第一号抄）**

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附則 **（昭和四五年三月二八日法律第八号抄）**

（施行期日）

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附則 **（昭和四五年四月一日法律第二号抄）**

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

二条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。
 (土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。)第五十二条第一項(旧土地改良法第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定によつて、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十一条第一項若しくは第五项若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定によりお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきとの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律に関する規定の整理に伴う経過措置

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものをお除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九项及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年六月一六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一月一一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月一一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九项及び第十項の改正規定(同法附则第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の土地改良法第二十九条第一項若しくは第六十六条の三第一項の規定によりただし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 施行日前に第二百四十七条の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という。)第六十六条の二第一項若しくは第六十六条の三第一項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際にこれらに係る事項につき、第十二条の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

第二十条 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の土地改良法第二十九条第一項若しくは第六十六条の三第一項の規定によりただし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 施行日前に第二百四十七条の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という。)第六十六条の二第一項若しくは第六十六条の三第一項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際にこれらに係る事項につき、第十二条の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

第二十条 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の土地改良法第二十九条第一項若しくは第六十六条の三第一項の規定によりただし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

七十五条及び第七百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第六条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十条、第一百五十五条及び第一百十八条の規定）公布の日から起算して三月を経過した日
土地改良法の一部改正に伴う経過措置

三十三条 第五十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項の規定により同じ。の施行前にした行為及びこの附則の協議の申出があつた土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。

罰則に関する経過措置

八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において「経過措置を含む。」は、政令で定める。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政令への委任

八十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第八条の規定）
（一〇一号）抄

施行期日

（政令への委任）
（この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。）
（附則第八条の規定）
（政令への委任）
（この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。
(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第四条第一項の規定により同項の代表者がした

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

項の規定により同条第一項に規定する者のうちの一人に対してもした行為については、なお従前の例による。

三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいってよい。以下この二項を一括して「同項」という。）（以下これを「同項」）

（以下この条において同じ）（新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う地主改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。）について適用する。

法第百十三条の二の規定は、適用しない。
一 施行日前に土地改良法第五条第二項の規定
によりされた公告に係る土地改良区の設立に
関する手続

二 一 施行日前に旧土地改良法第四十八条第三項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の開始に関する手続

三 施行日前に旧土地改良法第五十二条第五項

さる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(を含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(土地改良法第五十三条の四第二項(旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合及び日上地改良法第九十六

この規定によりされた議決に係る換地計画の決定又は変更に関する手続

四 施行日前に旧土地改良法第八十五条第二項

若しくは第八十五条の三第二項又は土地改良法第八十五条の二第二項、第八十五条の三第

七項、第八十七条の二第三項若しくは第九十条の二第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七条の三第三項又は土地改良法第九十六条の三第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手続

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律に規定するものと同一の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第九条 政府は、土地改良事業が効率的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(利水調整規程に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合について、新法第五十七条の三の二(新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

第八条 新法第六十九条(新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定(貸借対照表

地改良法(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

(役員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律による改正後の土地改良法(以下「新法」という。)第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(総代及び総代会に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現在に在任している総代並びにその手續が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される代理人については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第二十四条の規定は、施行日以後に決議される解散又は合併について適用する。

第五条 新法第二十八条第二項(新法第二十三条号)の規定は、施行日以後にその通知を発して招集する総会及び総代会について適用する。

(決算関係書類に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第二十九条、第二十九条の二及び第三十条第一項第七号(これらの規定を新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、新法第二章第三節を削除する。ただし、各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条部分を除く)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第二章第三節を削除する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定)

附則第十一條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定(公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行（施行期日）。

する。ただし、自次の改正規定（「第一百三十六条の四」を「第一百三十六条の五」に改める部分を除く。）、第二十九条の二第三項の改正規定、第八十三条（見出しを含む。）の改正規定、第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五条の次に款名及び目名を付する改正規定、第七十六条の改正規定、同条の次に九条及び一目を加える改正規定、第九十一条第一項の改正規定、第四章、第一百四十五条を第一百四十六条とし、第一百四十四条を第一百四十五条とする改正規定並びに第一百四十三条を第一百四十四条とし、第一百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置）

法律（同条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の土地改良法第百十一条の

二十二第五項並びに第百四十三条第十五号及び第十六号の規定の適用については、同項中「会社法」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）」とし、同条第十五号中「公告（第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）」とあるのは「公告」とし、同条第十六号中「登記（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）」とあるのは「登記」とする。
附 則（令和四年五月二十日法律第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定（公布の日（土地改良法の一部改正に伴う経過措置））
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七条の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条の三第一項の規定による徴収及び旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定による徴収について（政令への委任）（罰則にに関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第六条 附則第二条から前条までに規定するもの（政令への委任）のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則抄（令和四年五月二七日法律第五六号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布の日から施行する。
(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置)

第十八条 土地改良法第九十一条の二第六項第二号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤整備法第十九条の規定による公告があつた農用地の利用集積計画の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日